

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	二重橋法律事務所 弁護士 熊谷真喜
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階
【報告義務発生日】	該当なし
【提出日】	平成25年12月11日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当なし
【提出形態】	該当なし
【変更報告書提出事由】	該当なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社フライトホールディングス
証券コード	3753
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所マザーズ市場

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社オーチャードコーポレーション
住所又は本店所在地	東京都中央区築地二丁目15番15-513号
事務上の連絡先及び担当者	二重橋法律事務所 弁護士 熊谷真喜
電話番号	03-5218-2084

【訂正事項】

訂正される報告書	変更報告書(6)
訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年12月3日
訂正される報告書の提出日	平成25年12月10日
訂正事項	平成25年12月10日に提出しました変更報告書(6)の委任状記載の住所に変更がありましたので、これを訂正いたします。